

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには
お住まいの市町村での手続きが必要です



1 幼児教育・保育の無償化について

年 齢	3歳児以上（※1）	3歳児未満（※2）
対象となる方	保育の必要性（※3）がある方	住民税非課税世帯で 保育の必要性（※3）がある方
無償化の上限額 （※4）	月額 3.7万円 全ての利用料（食材費等を除く） の合計	月額 4.2万円 全ての利用料（食材費等を除く） の合計
対象となる施設等	届出保育施設（企業主導型を除く※5）、病児保育事業、 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業 （複数利用の場合も上限額まで対象）	

- ※1 3歳児以上とは、3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した日から小学校就学前までの子どものことです。
- ※2 3歳児未満とは、0歳から満3歳に達する日以後最初の3月31日までの子どものことです。
- ※3 「保育の必要性」の認定要件は、次のいずれかです。
- ※4 月途中での認定の場合、無償化の上限額は日割りで減額となります。
- ※5 企業主導型保育施設が実施する一時預かり事業については、対象となる場合がありますので、詳しくは利用する施設が所在する市町村の担当部署にお問い合わせください。

- 月64時間以上就労している 災害等の復旧に当たっている
- 自営業をしている（月64時間以上） 求職活動をしている
- 妊娠中または出産後間がない 就学している（通信教育不可）
- 疾病がある（保育できる状況ではない疾病）
- 障がいがある（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）
- 同居親族を常時介護または看護している

2 必要書類について

(1) 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

(2) 保育を必要とすることがわかる証明書（父・母それぞれ必要です。）

※必要書類の様式については、ご利用の届出保育施設または市こども未来課で配布します。

※保育を必要とすることがわかる証明書は、事由（上記認定要件）によってそれぞれ異なりますので、詳しくは（1）の申請書の裏面を参照するか、下記までお問い合わせください。

※一人親世帯については、母（父）子の戸籍謄本が必要となります。ただし、児童扶養手当等の手続きで、既に市に提出している場合は不要です。

3 手続きについて

上記の必要書類を、施設を利用する前までに市こども未来課に提出してください（郵送可）。

※手続き後（施設等利用給付認定を受けた後）は、保護者の方が市に対し、月ごとに請求を行っていただく必要があります。（請求についての詳細は、裏面をご参照ください。）

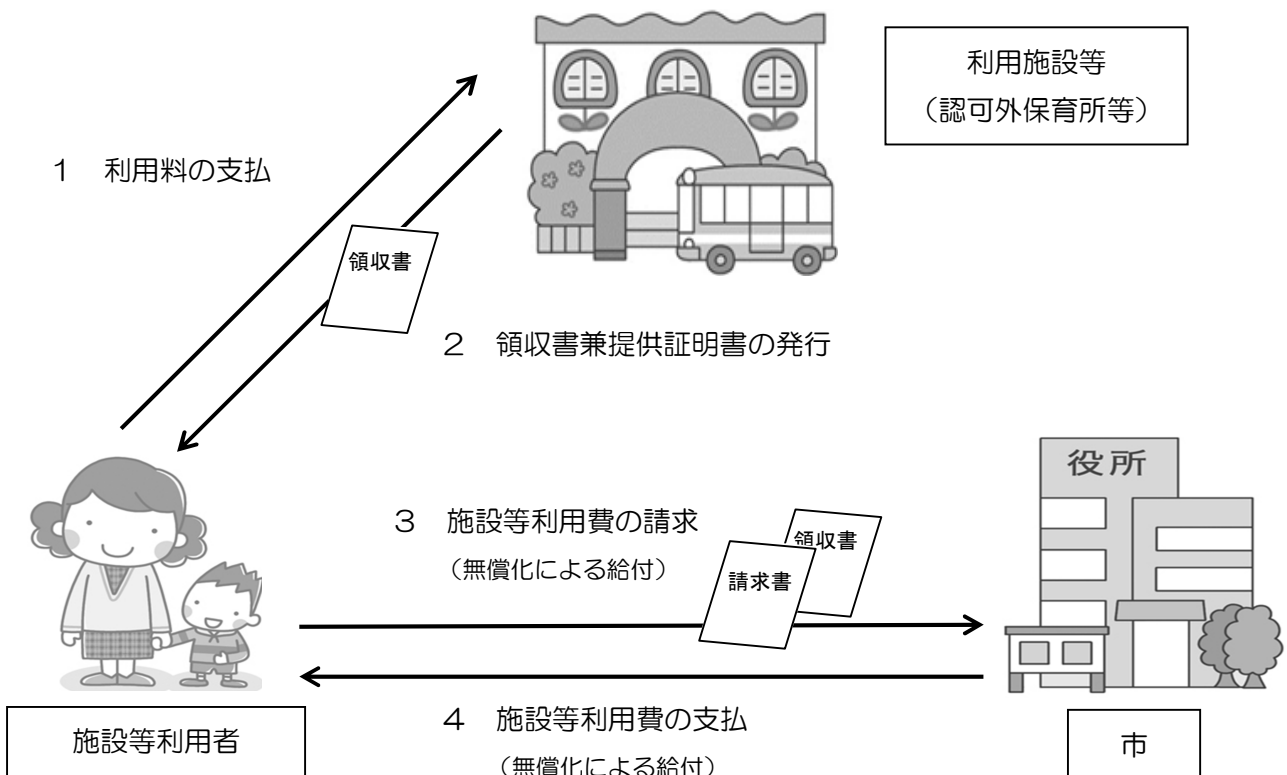
裏面へ続きます⇒

施設等利用費請求の流れ

※事前に市から「施設等利用給付認定（表面参照）」を受ける必要があります。

- 1 教育・保育施設等（認可外保育所（企業主導型保育施設を除く※）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）利用後、施設に対して利用料を支払います。
※ 企業主導型保育施設が実施する一時預かり事業については、対象となる場合がありますので、詳しくは利用する施設が所在する市町村の担当部署にお問い合わせください。
- 2 利用施設等から、「領収書兼提供証明書」を発行してもらいます。
- 3 「施設等利用費請求書」に必要事項を記入し、利用施設等から発行された「領収書兼提供証明書」とともに、**翌月10日までに市こども未来課**へ提出します。（提出は郵送でも構いません。）
複数の施設等を利用している場合は、全ての利用料を合算して請求してください。
- 4 市こども未来課から、指定の口座（保護者のものに限る。）に施設等利用費（無償化による給付）を振込みます。利用月の翌月に支給します。
※提出書類の審査が完了次第、支払可能な月分をお支払いします。
※提出書類の状況（提出時期や不備等）によっては、支払の時期が遅れることがあります。

【手続きのイメージ】



【問合せ先】

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5

春日市こども未来課保育担当 TEL：092-584-1111（代表）